

運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社 幸せ在宅計画社 の開設する指定訪問介護事業所「お天気介護サービス」（以下「事業所」という）は、適正で質の高い介護サービスを提供し、要支援・要介護状態にある高齢者の日常生活と介護者の心身を支え、介護の社会化を推進し、豊かで暮らしやすい地域社会を作ることとする。

（運営の方針）

第2条 事業所のサービス提供責任者、訪問介護員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 訪問介護の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者にとって適切な介護サービスが、効果的に提供されるように努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 お天気介護サービス
- 2) 所在地 東京都世田谷区宮坂2丁目26番26号 宮坂ハイム501号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
自らも指定訪問介護の提供に当たる

- (2) サービス提供責任者 2名（常勤兼務）0名（常勤専従）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整
訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護等計画の作成、及びその内容を利用
者又は家族への説明等を行う。

- (3) 訪問介護員等

介護福祉士	10名以上（非常勤	4名以上）
-------	-----------	-------

1級課程修了者	0名以上（非常勤	0名以上）
---------	----------	-------

2級課程修了者	4名以上（非常勤	4名以上）
---------	----------	-------

訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日

但し、祝日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時まで

(3) サービスの利用に関する問い合わせ・申込みの連絡は、上記営業時間に受け付ける。

(4) 緊急時の連絡は、電話等により営業時間外においても可能な体制とする。

(サービス提供方法及び内容)

第6条 指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

食事介助 排泄介助 特段の専門的配慮をもって行う調理 清拭 部分浴介助
全身浴介助洗面介助 身体整容介助 更衣介助 体位変換 移乗・移動介助
通院・外出介助 起床・就寝介助 服薬介助 自立生活支援のための見守りの援助
吸引・経管栄養援助 その他

(2) 生活援助

買い物 薬の受け取り 調理 ・配下膳 掃除 洗濯 ベッドメイク
衣類の整理・被服の補修 その他

(利用料)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料額は、別表1料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割または2割または3割の額とする。

(その他の費用の額)

第8条 次条に定める通常の事業の実施区域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1) 実施区域を越えて事業所から片道おおむね 10km 未満 500 円

2) 実施区域を越えて事業所から片道おおむね 10km 以上 1,000 円

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨記載した文書に署名若しくは記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、世田谷区、杉並区の地域とする。

(研修の確保)

第10条 訪問介護等の質的向上を図るため、次の研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

採用時研修、継続研修、専門研修

(秘密の保持)

第11条 職員は業務上に知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（緊急時の対応）

- 第 12 条 サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先への連絡を講じ、管理者に報告しなければならない。

（個人情報の取り扱い）

- 第 13 条 「当社における個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用する。とりわけプライバシー情報に関しては、職員の研修に努め漏洩に注意を払う。
- 又、情報を第三者に提供する場合を別紙にて提示し、事前に利用者の同意を頂き、あらかじめ示した用途以外に決して利用しない。

（情報開示）

- 第 14 条 利用者の求めに従って、利用者ご自身に関する情報を開示する。ただし、利用者あるいは身元引受人でない方（他の家族等）からのご請求については、当事業所所定の書面により、利用者のご了解を得てから情報提供を行う。

（衛生・健康管理）

- 第 15 条 訪問介護員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備について衛生的な管理を行う。

（苦情対応）

- 第 16 条 提供した指定訪問介護について利用者から苦情があったときに、迅速・適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

- 第 17 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する
 - 3 事業所は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

（虐待防止に関する事項）

- 第 18 条 事業所は、利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業所は、

利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、又虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、区市町村へ報告します。

2 事業所は、虐待の防止のための指針を整備するとともに、利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修を実施するものとします。

3 事業所は前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。

虐待防止担当者：奥田 三枝子

4 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

- ① 切迫性：利用者様本人又は家族・援助者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

（その他）

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 幸せ在宅計画社 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附則（改定） この規程は、平成15年11月1日より施行する。

附則（改定） この規程は、平成16年6月25日より施行する。

附則（改定） この規程は、平成17年5月1日より施行する。

附則（改定） この規程は、平成18年11月1日より施行する

附則（改定） この規程は、平成20年01月01日より施行する

附則（改定） この規程は、平成20年05月01日より施行する

附則（改定） この規定は、平成23年06月01日より施行する

附則（改定） この規定は、平成24年04月01日より施行する。

附則（改定） この規定は、平成24年11月01日より施行する。

附則（改定） この規定は、平成25年4月01日より施行する。

附則（改定） この規定は、平成25年6月17日より施行する。

附則（改定） この規定は、平成27年11月1日より施行する。

附則（改定） この規定は、令和元年6月1日より施行する。

附則（改定） この規程は、令和2年2月1日より施行する。

附則（改定） この規定は、令和6年4月1日より施行する。

(別表) 料金表

サービス内容	提供時間	利用料	利用者負担	利用者負担	利用者負担
			1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満	2,781	278	556	834
	30分以上1時間未満	4,411	441	882	1,323
	1時間以上1時間半未満	6,463	643	1,286	1,929
	1時間半以上30分増すごとに	934	93	186	279
生活援助	20分以上45分未満	2,040	204	408	612
	45分以上	2,508	250	500	750

※ 早朝（午前6－8時） 夜間（午後6－8時）は25%加算。

深夜（午後10時－午前6時）は50%加算。

厚生労働大臣が定める要件を満たす2人による介護は100%加算。